

奈良県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、檜土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥出 善嗣	天理市檜町三六一
〃	鳥山 重治	〃 三三一
〃	奥田 昌宏	〃 三五九
〃	奥出 和弘	〃 三八二
〃	畑中 幸男	〃 二三〇―二
〃	巽 稔	〃 二九四
〃	前川 良弘	〃 三四八
〃	奥村 隆司	〃 三九二
〃	杏井 行雄	〃 三九一
〃	吉川 忠男	〃 二九〇
監事	榊田 淳一	〃 三一〇
〃	藪内 好	〃 三九三
〃	松田 稔	〃 三〇四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥出 善嗣	天理市檜町三六一
〃	鳥山 重治	〃 三三一
〃	奥田 充宏	〃 九九
〃	奥出 隆紹	〃 三八二
〃	杏井 行雄	〃 三九一
〃	吉川 忠男	〃 二九〇
〃	藪内 公夫	〃 四三〇
〃	巽 健治	〃 二九四
〃	藤本 和也	〃 三二八
〃	矢尾 浩幸	〃 三四七

〃 〃 監
事

松 藪 榊
田 内 田
誠 好 淳
一

〃 〃 〃

三 三 三
〇 九 一
四 三 〇